

(2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に
応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用するこ
とが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特
に以下の点に十分留意すること。

- ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の
事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特
定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。

(2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重な
ものとならないよう留意すること。

(3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委
員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものと
されており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項）、この規定
を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校に
おいて補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第2項の趣旨は、
補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育
委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきこと
を示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制するこ
ととならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の
学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適
切な措置をとること。

本件担当：

文部科学省初等中等教育局
教育課程課企画調査係

TEL：03-5253-4111

(内線：2565)

FAX：03-6734-3734

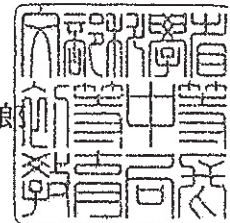


27文科初第933号
平成27年10月29日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次 郎



(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等
の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習